



福祉タクシー券を交付します

福祉タクシー券とは、障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るもので、市が指定したタクシー会社に限り、タクシー料金の初乗運賃を助成します。

◎対象

市内在住で身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部（肢体不自由（下肢）、心臓機能障がいまたは呼吸器機能障がい）、療育手帳 A・B、精神障害保健福祉手帳 1 級のいずれかを持っている人

◎交付開始日 3 月 28 日(月)

◎交付冊数

60 枚つづり 1 冊（年 1 冊まで）
 ※年度の途中で申請のあった場合は、申請月に応じて交付枚数が決まります。
 ※血液透析で病院に通院している人は、

通院回数に応じて年間 1 冊から 5 冊までの交付が受けられます。

◎交付場所

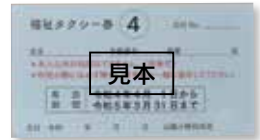
障害福祉課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

◎申請方法

交付場所に備え付けの申請書に記入し提出

◎持参するもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと印判
 ※代理人の場合は、代理人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きのもの）は 1 点、顔写真がないものは 2 点）も必要です。



図障害福祉課 (☎ 82-1170)



手話でスマイル♪手話を身近な言語へ♪

◎遠隔手話サービスが利用できます

市では、手話通訳を必要とする人が窓口等で不安を感じず適切なサービスを受けられるように、コミュニケーション手段としてタブレット端末から手話通訳者にテレビ電話をつなぐ「遠隔手話サービス」を実施しています。利用される場合は、窓口等で職員に申し出てください。タブレット端末は、市役所および山陽総合事務所に設置しており、必要に応じて各窓口へ職員がお持ちします。

◎利用時間 平日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）



図障害福祉課 (☎ 82-1170 FAX 82-1210)